## 流山市健全財政維持条例素案に対する意見と市の考え方

No.	該当条項	該当箇所	ご意見等	市の考え方	修正の 有無	条例素案 修正案
1		(基本理念) 第2条 市長は、前条の目的を達成するため、 常に財政状況を総合的に把握し、財源を効果 的かつ効率的に活用することにより、財政を健 全に運営しなければならない。 2 市長は、持続可能な財政構造の確立に向け	合的に把握し確実に掌握した上で~」	把握は、よく理解すること。掌握は、物事を思い通りに動かせるように自分の支配下に置くこと。との意味であることから、掌握に変更とすることは考えていません。	無	
2	第2条	て計画的に財政運営を行わなければならない。	「~財政運営を行わなければ~」→「~財政運営を遂行しなければ~」 理由:行うは努力目標、遂行は義務的目標	本条例では、「行わなければならない」は、義務として規定しており、努力規定としては、「~行うように努めなければならない」と統一して規定しており、「遂行しなければならない。」と規定することは考えていません。	無	
3	第4条	(財政情報の公表) 第4条 市長は、財政に関する情報を市民に分かりやすく公表することにより、市民と情報を共有し、財政運営の透明性の確保に努めなければならない。	市長は当該年度の財政運営の重点政策と自らに課す数値	現在、財政白書は、毎年発行しており、今後も発行していく 予定です。また、本市の主要事業や基本計画における施策 の数値目標については、実施計画等で公表していますが、 こうした取り組みについて、本条例に規定することは考えて いません。	無	
4	生でを	び実施計画の策定の際、計画期間に応じた財	市長は選挙で当選した3か月以内(6か月でも可)に、任期中財政健全化にいかに取り組むかを決意を公表する。 ・具体的に財政指標や地方債残高をいくらにする、というような数値を発表するのが望ましいが、初当選の場合は「基本姿勢」「意気込み」だけでもよい。	健全財政維持条例では、市長の財政運営に関する基本事項を定めることにより、将来にわたる健全で規律ある市の財政運営に資することを目的としています。 市長の任期中の具体的な取り組みや基本姿勢などの決意表明については、市長マニフェストや総合計画における目標値の設定などの中で、具体的に公表することが考えられますが、決意を公表することを、本条例に規定することは考えていません。	無	
5	第7条	ては、次に掲げる事項に留意しなければならない。 (1)将来において市民が負担することの妥当性 (2)当該地方債に係る償還金が将来の財政運	自治基本条例第23条の趣旨を活かすため、一定の歯止めが必要。 「市税の2割を超える地方債を発行する場合は必ず市民の意見を求める」 注)最低でも「無作為抽出3,000人アンケート」など。	自治基本条例第23条第5項本文及び解説において、基本的な考え方を規定していますので、本条例では改めて規定していません。 【自治基本条例】 第23条第5項 市長は、歳入における市税の2割を超える	無	
6	第7条	営に与える影響	以下、追記する ・市長は地方債の発行において自治基本条例23条の5項を遵守すべきとする。	地方債を発行する事業を実施する場合は、市民投票などの 多様な方法によって必ず市民に意見を求め、その結果を尊 重しなければなりません。 【解説】 「市民投票などの多様な方法によって」とは、すぐに市民投	無	
7	第7条		素案第7条 本文前段に追加 "市長は、地方債を発行する場合においては、自治基本条 例第23条5項を遵守しなければなりません。 市民投票などの多様な方法には、市民投票、市民3000人以 上によるアンケート、延べ500人以上の市民との意見交換会 または公聴会が含まれます。"	票を実施するのではなく、地域でのPI、アンケート、タウンミーティング、市民意識調査などの様々な手法による議論行い、それでも市民論議の意見がまとまらない場合、市長は非常設の個別単独型の市民投票条例案を作成し、議会の議決を経て、市民投票を行うものとします。	無	
8	第10条	規律ある財政運営を行うため、自治基本条例第 24条第1項の規定により実施する行政評価の			無	

No.	該当条項	該当箇所	ご意見等	市の考え方	修正の 有無	条例素案 修正案
9				本条項では、新たな行政課題に対して大きな財政出動が避けられない場合については、その必要性、効果及び財源を明らかにした上で予算措置し、予算執行をすることを規定したもので、予算は、地方自治法第211条の規定により、議会に議案として提出することと規定されており、広く市民に対しても公表していることから、本条例に規定することは考えていません。	無	
10	第13条	第13条 市長は、地方公共団体の財政の健全 化に関する法律(平成19年法律第94号。以下 「財政健全化法」という。)に規定する実質公債	素案第13条に追加 "早期警戒基準に対応する数値は財政白書において明示するものとする。"	早期健全化基準の2分の1という基準については、地方債残高等との関係や、経常収支比率との関係をもとに規定したもので、3分の1とすることは考えていません。また、早期警戒基準に対応する数値は、財政白書に記載する予定ですが、その事を本条例に規定することは考えていません。	無	
11	第4条~第 12条	財政情報の公表(第4条) 財政状況の把握及び分析(第5条) 財政計画(第6条)	9項目の全てに「~の義務」を追加する。 理由:~義務により、より一層重みが増す。(責任感の向上) ※全てにおいて、「等」「努める」「など」の表記を持ち入らない事、解釈でどうにでもなるため。	条項の見出しに「~の義務」を追加することは考えていませ	無	
12	第4条、第 5条、第13 条に関連し て	第4条 市長は、財政に関する情報を市民に分かりやすく公表することにより、市民と情報を共有し、財政運営の透明性の確保に努めなければならない。 (財政状況の把握及び分析) 第5条 市長は、財政の状況を総合的に把握し、分析を行うため、毎年度、財産の保有状況について市が加入する組合等を含めた連結決	2指標の値の増大に先行し、予感させ、誘因となるような、感度よく、数式も直截的な別の指標を別途、用意し、将来への憂いに関して現況や昨今などがわかりやすい財政白書(条例案の第4条及び第5条)に紹介できないでしょうか?このような副指標の一例として、たとえば、①臨財対債分を含む/含まない、でそれぞれ算出した経常収支比率、②(地方債発行額)÷(歳入における市税)…流山市自治基本条例第23条第5項、③市税収入を夜間(自然増と社会増ぞれぞれ)や昼間の人口や事業所数などで割った指標など。以上です。勉強になります。ありがとうございました。	んが、毎年作成する財政白書の中に、主要な財政指標である経常収支比率や公債費負担比率などの指標をはじめ、市	無	

No.	該当条項	該当箇所	ご意見等	市の考え方	修正の 有無	条例素案 修正案
13	_	(1)制定の理由 流山市自治基本条例第23条の規定に則り、財政運営の健全化、公開性及び効率性を推進する持続可能な制度の構築を図るため、財政運営上の基本理念や基本原則を明確にすることにより、適正な財政規律の下で財政運営を行い、本市における、財政運営上の指針となる条例を制定するものです。 また、この条例を遵守することにより、将来にわたり健全な財政運営が保たれます。		ご指摘の箇所は、本条例素案の概要版として配付した資料に関するもので、パブリックコメントの対象としている条例案とは異なる箇所になります。制定の理由の文章を変更することは考えていません。	無	
14	_	(2) 制定の背景 地方自治体の財政破たんを未然に防ぐことを目 的として制定された「地方公共団体の財政の健 全化に関する法律」(平成19年法律第94号)に 基づく健全化判断比率は、本市の財政状況が 健全であることを示しています。 この健全な財政状況を、社会経済情勢の変化 等が起きた場合でも、将来にわたって維持して いくための、独自の基準や仕組みを構築するこ とが必要であると考え、本条例を制定することと しました。	「~変化等が起きた~」→「~変化等の等を除く事~」	ご指摘の箇所は、本条例素案の概要版として配付した資料に関するもので、パブリックコメントの対象としている条例案とは異なる箇所になります。制定の背景の文章を変更することは考えていません。	無	